

令和7年第11回霧島市農業委員会定例会総会					
日 時	令和7年11月28日(金) 15時00分				
出席農業委員 (17名)	1番 有村 祐亮				
	2番 岡村 勝敏				
	3番 鎌田 陽一 (会長職務代理者)				
	5番 上原 雄二				
	6番 清水 和子				
	7番 尾谷 光幸				
	8番 長崎 恵里子				
	9番 笹峯 久雄				
	10番 常盤 信一				
	11番 二月田 努				
	12番 竹ノ内 裕子				
	13番 中村 優志				
	14番 相良 悟				
	15番 肥後 亮子				
	16番 東鶴 昭雄				
	17番 山之内 悟				
	18番 今村 浩一				
欠席委員 (1名)	4番 中園 真一				
	19番 槐島 瞳夫 (会長)				
事務局 振興 農地グループ	事務局長 池田 グループ長 横山 主査 堀之内 主任主事 船盛 主事 富田 主事補 野田				
議事日程	「諸般の報告」「事務局報告」 1 「農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）の意見決定」について 2 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について 3 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について 4 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について 5 「農業経営基盤強化促進法（地域計画）変更申出に係る意見決定」について				

開会 15時00分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長（代理）	それでは令和7年第11回霧島市農業委員会定例総会を開催いたします。 本日の出席農業委員は17名です。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立しております。本日の議事日程につきましては、配布しました議案書のとおりです。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いいたします。事務局。
事務局	〔事務局より議案の修正等を報告〕
議長（代理）	次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員を議長から指名させていただくことでご異議ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（代理）	ご異議なしと認めます。本日の議事録署名委員は5番委員と6番委員の両名を指名いたします。次に事務局報告です。事務局。

事務局長	[会長等が出席した会議等について報告]
議長（代理）	それでは早速議事に入ります。

△ 議案第1号「農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）の意見決定」について

議長（代理）	まず、議案第1号「農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）の意見決定」について議題とします。農用地利用集積等促進計画の意見決定をするため審議を求める。今月は中間管理権設定67件について、市長から意見を求めております。 また、農地法第18条第6項の解約通知が15件提出されております。これらにつきましては、農地利用最適化推進会において審議されましたので、事務局へ一括し報告を求める。事務局。
事務局	議案第1号「農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）の意見決定」について報告いたします。総会前の農地利用最適化推進会におきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律の利用権設定67件、筆数115筆、面積243,377m <sup>2</sup> 。このことにつきまして現地調査及び協議された結果、全件、要件を満たしており、妥当と判断されましたので報告いたします。以上です。
議長（代理）	事務局からの報告が終わりました。この報告に、ご意見、ご質疑等はございませんか。 〔「なし」との声あり〕
議長（代理）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第1号「農用地利用集積等促進計画（中間管理権設定）の意見決定」につきましては、原案のとおりと意見決定することに賛成の方の挙手を求める。
	〔全員挙手〕
議長（代理）	全員賛成です。よって本案件は、原案のとおりと意見決定し、その旨を市長に答申することといたします。

△ 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（代理）	次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について議題とします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請が20件提出されておりますので、この処分について審議を求める。 それでは調査員の報告を求める。まず、国分1を18番委員。
18番委員	2号1番。申請地は妻屋公民館の南東に位置し、現況は不耕作地である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。現地は唐芋を植えるとのことでした。以上です。
議長（代理）	同じく国分2を3番委員に代わり13番委員。
13番委員	2号2番。申請地は野口公民館西集会所の南に位置し、現況は不耕作である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長（代理）	同じく国分3を17番委員。
17番委員	2号3番。申請地は川内農山村広場の南西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われ

	るため、許可相当と思われる。以上です。
議長(代理)	同じく国分4、5を18番委員。
18番委員	<p>2号4番。申請地は春山緑地公園の東に位置し、現況はハウス1棟が建つ畠である。申請地の使用収益権は譲受人が設定している。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>2号5番。申請地は下薄木公民館の南東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長(代理)	次に、隼人6から8を12番委員。
12番委員	<p>2号6番7番は譲受人が同一であることから併せて報告します。申請地は糸走公民館の南西に位置し、現況は畠、緑化樹である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>2号8番。申請地は花山公民館の北東に位置し、現況は田である。先の水害の影響で土砂が流入しているが、実施日未定の状態ではあるが、災害復旧を実施するということである。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは4名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長(代理)	同じく隼人9を13番委員。
13番委員	2号9番。申請地は溝辺小学校の北東に位置し、現況は畠である。申請地は所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し、耕作の事業を行うものと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長(代理)	次に、溝辺10、11を9番委員。
9番委員	2号10番、11番は譲受人が同一であることから併せて報告します。申請地は共に崎森地区公民館の北に位置し、現況は畠である。申請地は所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うものと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長(代理)	次に、溝辺12を11番員。
11番委員	2号12番。申請地は宮川内公民館の北東と北に位置し、現況は果樹園、梨園である。申請地は所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し、耕作又は養畜を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

議長(代理)	同じく溝辺 13 から 16 を 14 番員。
14 番委員	<p>2 号 13 番 14 番は譲受人が同一であることから併せて報告します。申請地は小浜小学校の北西に位置し、現況は茶畠である。申請地は所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 3 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し、耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>2 号 15 番。申請地は宮久自治公民館の北西に位置し、現況は田である。申請地には※※さんが令和 9 年 3 月まで使用収益権を設定している。なお、今回の申請に当たって解約通知が提出されている。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し、耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>2 号 16 番。申請地は十三塚史跡公園の南に位置し、現況は畠である。申請地は所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 2 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して、耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長(代理)	次に、横川 17 を 2 番員。
2 番委員	2 号 17 番。申請地は小原公民館の南に位置し、現況は不耕作地である。申請地は所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用し、耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。対象地には梅を植える計画ということです。以上です。
議長(代理)	次に、牧園 18 を 6 番員。
6 番委員	2 号 18 番。申請地は古屋志民館の西に位置し、現況は田である。申請地は所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して、耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。
議長(代理)	次に、福山 19 を 15 番員、併せて福山 20 を 19 番委員に代わり 15 番委員。
15 番委員	<p>2 号 19 番。申請地は池之谷地区集会施設の南に位置し、現況は田である。申請地は所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の※※さんは 1 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して、耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>2 号 20 番。申請地は前川内公民館の南東及び南西に位置し、現況は田である。申請地には譲受人の※※さんが使用収益権を設定している。受人の※※さんは 3 名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して、耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長(代理)	調査員からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はござりますか。
	〔「なし」との声あり〕
議長(代理)	ご質疑等ないようですので、質疑を終了します。お諮りします。議案第 2 号「農地法第 3 条

	の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長(代理)	全員賛成です。よって、国分3を除く本議案について許可とすることに決定しました。次に、国分3を審議いたしますので、17番委員は退席をお願いします。
	〔17番委員退席〕
議長(代理)	全員賛成です。よって、本議案について許可とすることに決定しました。
	〔全員挙手〕
議長(代理)	全員賛成です。よって、許可することに決定しました。17番委員の退席を解きます。着席をお願いします。

△ 議案第3号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

議長(代理)	次に、議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について議題とします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が2件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。 まず、溝辺2を17番委員。
17番委員	3号2番。申請地は栗下公民館の西に位置し、現況は畠である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は、一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長(代理)	次に、国分3を18番委員。
18番委員	3号3番。申請地は黒石岳森林公園の南に位置し、現況は田である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は、山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長(代理)	調査員の報告が終わりました。只今の報告について、ご意見、ご質疑等はございませんか。 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長(代理)	ご質疑等ないようですので、質疑を終了します。お諮りいたします。議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長(代理)	全員賛成です。よって、本案件は許可とすることに決定しました。

△ 議案第4号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

議長(代理)	次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について議題とします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が16件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。調査委員の報告を求めます。まず、国分1、溝辺3を16番委員。
16番委員	4号1番。申請地は重久公民館の北に位置し、現況は田である。農地区分は第1種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は、一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載して

	<p>ある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないものと思われる。</p> <p>4号3番。申請地は溝辺小学校の北東に位置し、現況は畠である。農地区分は第1種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は、一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないものと思われる。以上です。</p>
議長(代理)	次に、国分4、5を3番委員に代わり13番委員。
13番委員	<p>4号4番。申請地は野口改善センターの北に位置し、現況は実行済みである。なお、申請者が購入後、敷地測量を行った際ブロック塀が越境していることが判明したという経緯書が添付されている。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は敷地拡張をするものであり、既に実行済みである。また、隣接する宅地 984.31 m<sup>2</sup>を一体利用するもので、全体計画面積は 997.31 m<sup>2</sup>である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないものと思われる。</p> <p>4号5番。申請地は国分湊多目的集会施設の北西に位置し、現況は畠である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないものと思われる。以上です。</p>
議長(代理)	同じく国分6から8を10番委員。
10番委員	<p>4号6番。申請地は第二分団向花消防詰所の南西に位置し、現況は畠である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、一般住宅の宅地拡張をするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないものと思われる。一般住宅は概ね 500 m<sup>2</sup>であり、隣接する宅地 290.67 m<sup>2</sup>を一体利用するもので、全体計画面積 569.67 m<sup>2</sup>であるが、超過面積の理由書が添付されているため妥当と思われる。</p> <p>4号7番。申請地は向花地区コミュニティーセンターの南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、宅地分譲1区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないものと思われる。</p> <p>4号8番。申請地は新町生活改善センターの北西に位置し、現況は田である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は、宅地分譲3区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないものと思われる。以上です。</p>
議長(代理)	同じく国分9を17番委員。
17番委員	4号9番。申請地は川内地区コミュニティーセンターの北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は建売住宅2棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般

	基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長(代理)	次に、隼人 10 を 5 番委員。
5 番委員	4 号 10 番。申請地は西瓜川原公園の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は資材置場、通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長(代理)	同じく隼人 11、12 を 13 番委員。
13 番委員	4 号 11 番。申請地は真孝西集会所の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第 2 種農地の市街地近接農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅 1 棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 6 号 12 番。申請地は富隈小学校の東に位置し、現況は一部耕作地である。農地区分は第 3 種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲 1 区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長(代理)	次に、溝辺 13 を 1 番委員。
1 番委員	4 号 13 番。申請地は下有川公民館の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長(代理)	次に、溝辺 14、15 を 9 番委員。
9 番委員	4 号 14 番。申請地は崎森地区公民館の北西に位置し、現況は一部造成、駐車場、農機具置場である。なお、平成 16 年頃一部造成、建築してしまったと始末書が添付されている。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は通路、倉庫 1 棟、農機具置場、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する宅地 2,204.79 m <sup>2</sup> を一体利用するのもので、全体計画面積は 3,045.79 m <sup>2</sup> である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 4 号 15 番。申請地は崎森地区公民館の北西に位置し、現況は駐車場と車庫である。なお、平成 16 年頃建築、造成してしまったと始末書が添付されている。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場、車庫 1 棟を建設するものであり、既に実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長(代理)	次に、横川 16 を 2 番委員。
2 番委員	4 号 16 番。申請地は二牟礼集落センターの北に位置し、現況は一部造成済みである。なお、昭和 60 年頃造成してしまったと経緯書が添付されている。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場、資材置場、倉庫 3 棟を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する宅地 524.97 m <sup>2</sup> を一体利

	用するのもので、全体計画面積は 1,273.97 m <sup>2</sup> である。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長(代理)	次に、霧島 17 を 7 番委員。
7 番委員	4 号 17 番。申請地は牧内公民館の北に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第 2 種農地のその他の農地に該当すると思われる。転用目的は蓄電池施設を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。なお、地目は宅地であったため国に申請段階において農地台帳に登載されていたことが分かり今回申請したと経緯書が添付されております。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長(代理)	報告が終わりました。只今の報告について、ご意見、ご質疑等はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長(代理)	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りします。議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長(代理)	全員賛成です。よって、本案件は許可とすることに決定しました。 つきましては、12 月 5 日開催予定の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について、意見聴取することといたします。

#### △ 議案第 5 号 「農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更申出に係る意見決定」

議長(代理)	次に、議案第 5 号「農業経営基盤強化促進計画の変更申出に係る意見決定」について議題とします。当委員会に対し、農業経営基盤強化促進計画の変更 6 件について、市長から意見を求められておりますので、審議を求めるます。 ただし、今回の議案は過去の議案において、現地調査及び審議が尽くされた内容に加え、認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に係る事案であることから、事務局からその説明をさせます。
事務局	議案第 5 号「農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更申出に係る意見決定」についてご報告いたします。 5 号 1 番については、第 10 回定例総会にて農振除外意見決定済となるため、地域計画の変更はやむを得ないものと思われます。 5 号 2 番については、第 8 回定例総会にて農振除外意見決定済となるため、地域計画の変更はやむを得ないものと思われます。 5 号 3 番。申出人は、認定電気通信事業者で、地域計画変更目的は、携帯無線基地局設置のためであり地域計画の変更はやむを得ないものと思われます。なお、令和 7 年 10 月 30 日に事業計画について報告を受け、土地利用の調整は完了済となります。 5 号 4 番については、第 10 回定例総会にて農振除外意見決定済となるため、地域計画の変更はやむを得ないものと思われます。 5 号 5 番については、第 10 回定例総会にて農振除外意見決定済となりますが、除外の 6 要件を満たしてはいるものの、除外後の転用計画が土地造成のみを目的としており、土地造成のみを目的とした転用が認められる例外規定に該当しないため、農用地区域からの除外は認めがたいとして不承認としています。このことから、地域計画についても変更すべきではないもの

	と思われます。 5号6番については、第10回定例総会にて農振除外意見決定済となるため、地域計画の変更はやむを得ないものと思われます。以上です。
議長(代理)	事務局からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご質疑・ご意見等はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長(代理)	ご質疑等ないようですので、質疑終了いたします。お諮りいたします。議案第5号「農業経営基盤強化促進計画の変更申出に係る意見決定」について、事務局報告のとおりと意思決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長(代理)	はい。全員賛成です。よって、本案件は事務局報告のとおりと意見決定し、その旨市長に答申いたします。 以上で、令和7年第11回霧島市農業委員会定例総会に付議されました議案の審議は、全て終了いたしました。次に、その他はございませんか。
事務局	姿勢を正してください。一同、礼。

閉会 15時40分